

令和6年度住宅清掃費補助金交付事業のご案内

町では、長期間にわたり管理ができず汚損等の被害を受けた町内の住宅の清掃に要する経費に対し補助金（最大15万円）を交付します。

対象となる方

東日本大震災発生時に浪江町に居住していた方で、居住していた住宅を業者に依頼して清掃し、再び居住しようとする方

※避難指示が解除された区域、特定復興再生拠点区域が対象となります。

※補助金の交付は1住宅につき1回限り、1世帯につき1回限りです。

※新築、リフォームなどに伴う清掃は対象となりません。

※平成25年4月1日（特定復興再生拠点区域にあっては平成29年12月22日）以降に実施した清掃で、令和7年3月18日（火）までに完了するものが対象です。

※公営住宅及び民間等の賃貸を目的とする住宅、解体予定の住宅は対象外です。

補助金額

住宅の清掃に要した費用（千円未満切捨て、最大15万円）

受付期間

令和7年3月18日（火）まで

※補助申請総額が予算額に達した場合、期間内であっても募集を締め切らせていただく場合がございます。

申込方法

窓口または郵送

必要書類はチェックリストをご覧ください

※発注業者が決まらない方には、町と協定を結んでいる清掃業者を紹介します。

※町と協定を結んでいる業者の場合、申請書等の作成・提出や補助金の受領を代行して行います。

問合せ

浪江町役場 住宅水道課 住宅係

住 所：浪江町大字幾世橋字六反田7-2

電話番号：0240-34-0232